

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	・別第II非	別参加者	債市場特	行及及び	争入札発	非入札発	者価格競争	特・別第I	国債市場	入札発競争	価格競争	法入決定
-------	-------	-------	-------	--------	------	------	------	------	------	-------	-------	------	-------	------	------

競争入札発行」という。及び
 格競争入札の募集入札であつた
 後に行われ、各債市場特別参加者
 務大臣が各債市場特別参加者の
 ごとに公募限度額を定め、市場特
 によつて発行（以下、国債市場特
 別参加者）の公募競争入札の募集
 発行とす。

各申込みの応募額を割り当てる。各
 当てる。各申込みの応募額を割り
 各債市場特別参加者ごとの
 各債市場特別参加者ごとの
 各債市場特別参加者ごとの
 各債市場特別参加者ごとの

額、金額で八千三百三十億円の
 うち、基礎的発行した国の債に
 定むべき発行した国の債に
 ついては、千五百億円の範囲に
 億円の範囲に、千五百億円の範囲
 な財源の確保を図るため、公債
 の発行の特別規定に基づき、第三
 条第一項の規定に基づき、第三

十五
十六
十七
十八
十九
二十

第二期以後の
利息
償還期限
償還金額
元利支
払場所
入札参加
者
払込期日

払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を以て、各支払期に属する利息を支払う。前六月間に属する利息を支払い。平成四十九年六月二十日額面金額百円につき百円日本銀行財務大臣から通知を受けた者
平成二十九年八月二十四日